

○厚生労働省令第二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇七十七 (略)</p> <p>七十八 (略)</p> <p>七十九 N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類</p> <p>八十 (略)</p> <p>八十一〇百十 (略)</p> <p>百十一 (略)</p> <p>百十二 N・N―ジエチル―セ―メチル―四―ペンタノイル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百十三 (略)</p> <p>百十四〇百五十二 (略)</p> <p>百五十三 (略)</p> <p>百五十四 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル アセテート及びその塩類</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇七十七 (略)</p> <p>七十八 三―(二)―「エチル(プロピル)アミノ」エチル―一―H―インドール―四―イル アセテート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>七十九 N―エチル―N―「二―(五―メトキシ―一 H―インドール―三―イル)エチル」プロパン―一―アミン及びその塩類</p> <p>八十〇百九 (略)</p> <p>百十 N・N―ジエチル―セ―メチル―四―プロピオニル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百十一 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類</p> <p>百十二〇百五十 (略)</p> <p>百五十一 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ヘプチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―オール及びその塩類</p> <p>(新設)</p>

百五十五 六a・七・十・十a―テトラヒドロ―六・六・九―ト

リメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―

百五十六 (略) 一―イル―アセテート及びその塩類

百五十七―二百 (略)

二百一 (略)

二百二 N―(四―フルオロフェニル)―N―(一―フェネチル

ピペリジン―四―イル) フラン―二―カルボキサミド及びその

二百三 (略)

二百四―二百三十一 (略)

二百三十二 (略)

二百三十三 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・

六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」

二百三十四 (略)

二百三十五―二百六十六 (略)

二百六十七 (略)

二百六十八 一―「一―(三―メチルフェニル)シクロヘキシル

」ピロリジン及びその塩類

二百六十九 (略)

(新設)

百五十二 (二―「(テトラヒドロピラン―四―イル)メチル

―一H―インドール―三―イル」(二・二・三・三―テトラメ

チルシクロプロパン―一―イル)メタノン及びその塩類

百五十三―百九十六 (略)

百九十七 一―(四―フルオロフェニル)―二―(ピペリジン―

一―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類

(新設)

百九十八 一―(二―フルオロフェニル)プロパン―二―アミン

及びその塩類

百九十九―二百二十六 (略)

二百二十七 一―(八―プロモベンゾ「一・二―b・四・五―b」

」ジフラン―四―イル)プロパン―二―アミン及びその塩類

(新設)

二百二十八 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・

六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」

二百二十九―二百六十 (略)

二百六十一 (一―「一―メチルピペリジン―二―イル)メチ

ル」―一H―インドール―三―イル」(ナフタレン―一―イル

―メタノン及びその塩類

(新設)

二百六十二 二―(四―メチルフェニル)―二―(ピペリジン―

二―イル)酢酸メチルエステル及びその塩類

二百七十～三百二十七 (略)

二百六十三～三百二十 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。